

**鳥取県告示第239号**

消防法（昭和23年法律第186号）第17条の9第4項において準用する同法第13条の8第2項の規定により、指定試験機関から名称を変更する旨の届出があったので、同法第17条の9第4項において準用する同法第13条の8第3項の規定により告示する。

平成25年3月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

変更前	変更後	変更年月日
財団法人消防試験研究センター	一般財団法人消防試験研究センター	平成25年4月1日